

## 様式1〔申し合わせ事項〕:【委員会、全協：共通様式】

〔氏名： 中村 等 〕

四日市大学 小林 慶太郎氏『議会基本条例の検証と課題』についての全員協議会研修を受けました。

### ① 研修所感

講師が話された「1番目の「東員町議会基本条例」第21条第1項による議会基本条例の検証「第1項に関して検証すべきは、個々の議員の活動ではなく、「議会運営」が条例の目的・原則等に即して適正に行われていたかどうか

また、条例に示されている条例の目的に即していたか地方自治法に定める事項（第89条～第138条が議会に関する規定）を 遵守した議会運営になっていたか」

は当然のことであると思うし、この「東員町議会基本条例」を良く理解できれば、今回議運で議論されている「申し合わせ・先例」より、法律や条例、会議規則が議会のルールになるのは当たり前のことで、地方自治法などの法律、会議規則や委員会条例などの規則・条例が、自治体議会が守るべきルールであるのは言うまでもありません。

しかし議会で行われる全てを法律や条例で決められる訳ではないので、それらを補完するものとして申し合わせや先例があることは理解できます。

申し合わせは、法律や条例で決められた手順とは別に、自治体議会の関係者間の合意で決められる内部のルールで、先例は、「以前に行われていた例」であり、過去に議会でどんな取扱いをしてきたかというケースのことを言い、一般的にいう「前例」とほぼ同じで、申し合わせについては、各議会が独自に決めるものですから、内容はまちまちであり、別の議会は会議規則で決めている町もあります。

先例は、過去の事実の蓄積ですから、極端に言えば今まで議会で行われてきた全てが先例です。申し合わせに基づいて過去に行われてきたことも先例です。

このため、申し合わせや先例の具体的内容を例に挙げてみますと

- ・一般質問の発言通告書の提出日時はいつまでとするかであるとか
- ・委員会による視察は〇泊以内で行うか程度事が普通であり、条例と申し合わせが混同してしまっている現状があると思います。

申し合わせが条例と反対の見解を示すことは無いし、あってはならない事です。

また、全員協議会が法的に決定の場ではないと説明されていたこともよく理解できます。

このことについては、小林 慶太郎氏にも研修中に質問し、申し合わせとは、「東員町議会基本条例」が無かった時に法律や条例で決められた手順とは別に、自治体議会の関係者間の合意で決められる内部のルールで、「議会基本条例」を必要に応じてすべきとの回答を受けました。

そして、知方自治法に定める事項を遵守することが2番目の「東員町議会基本条例」第21条第2項による議会基本条例の見直し <条例見直しの前提>第1項による議会運営の検証の結果、条例そのものの見直しが必要3の「東員町議会基本条例」第21条第

3項による議会に係る例規の見直し <例規（＝条例＋規則）に関する法律> につながっていると思います。

② 今後、研修で得た知識等について、町議会活動にどのように反映するか

私は議員で在る以上、地方自治法などの法律と東員町議会基本条例に従って活動すべきと考えている。

③ その他

今回は言うならば講義内容が入門のような内容でしたので、再度四日市大学 小林 慶太郎氏の研修を受けてみたいです。

また講師が言われた「東員町議会基本条例」については、同じことが何度も書かれていたり、「て、に、を、はや漢字」など稚拙な文書表現が見受けられるところもあると指摘されていましたが、私も同感ですので、専門家に一度文章を検索してもらうべきと考えます。